

## WWF ジャパン林産物調達チェックリスト 監査マニュアル試案 Version 1

### 1. 初めに

本マニュアルは、WWF ジャパン林産物調達チェックリストを用いて各団体が評価した結果が妥当であるかどうかを、第三者機関が監査するためのものです。評価結果の妥当性を第三者機関が確認することで、WWF ジャパン林産物調達チェックリストの信頼性を高め、適切な木材調達の取り組みを推進することに繋がります。

### 2. 監査機関の資格

- 監査ができる機関は、国際的に展開されている認証制度（例：ISO、FSC など）の認証機関として認証運営団体による第三者監査を受け認定されている機関、及びその機関と契約を結び監査を実施しているパートナー機関、環境報告書・サステナビリティ報告書等の審査を実施している組織、その他環境に関する監査の実績を有する組織とします。
- 監査機関は、ISO/IEC ガイド 65（製品認証機関に対する一般要求事項）の適用指針などにより第三者機関としての適格性及び独立性が担保されていること、顧客企業との間に利害関係がないこと、監査内容の守秘義務を負うことを、正式な文書で示すことが必要です。
- 監査機関となることを希望する団体は WWF ジャパンまで必ずご連絡ください。

### 3. 全体の流れ

監査は、各シートに記入された事項が正しいかどうかを、裏づけとなる証拠を基に確認します。原産地リスト、トレーサビリティシート、原産地シート、総合評価シートの順で確認をします。

### 4. 監査項目

#### (ア) 原産地リスト

##### ① 森林認証製品であるかどうかの確認

- 評価の対象となる販売製品を森林認証製品として販売できるのは、有効な認証を受けている場合になります。したがって、森林認証製品となっている場合、その企業の認証取得の有無を確認します。

**確認書類：**認証登録証、認証団体のホームページなど

##### ② 部材名、材料名と製品中割合

- 部材名、材料名とその製品中割合が妥当かどうかを確認します。  
部材例：机の場合 天板(合板)、脚(ムク)、ヌキ(集成材)など

紙の場合 チップ、パルプなど

**確認書類**：製品の仕様書、カタログなど

- 原産地が常に変動する製品の場合(製紙会社のチップ原料など)、過去 1 年間の情報に基づいてトレースを行うことも可能となっています。その場合、その原材料の購入記録を確認します。

**確認書類**：過去 1 年間の購入量の集計表、仕入先からの請求書・納品書など

- 構成割合は、細かい値を出すことができない場合には、5%きざみでも構わないとなっています。その場合、そのパーセンテージが妥当かどうか確認します。

**確認書類**：過去 1 年間の購入量の集計表、仕入先からの請求書・納品書などから%を計算し、四捨五入して確認

③ 材料詳細、樹種名、材料中割合

- 材料詳細、材料名とその製品中割合が妥当かどうかを確認します。

材料詳細例：机の場合 合板(表板：メープル、心板：ラワンなど)

ムク(ムク材：スギなど)

集成材(ムク材：スギ、ムク材：米マツなど)

紙の場合 チップ(ユーカリ、アカマツ、スギなど)

パルプ(ユーカリ、アカマツ、スギなど)

**確認書類**：部材の仕様書など

④ 製品の出所、森林管理区画の名前

- 製品の出所や森林管理区画の名前が正しいかどうか確認します。

**確認書類**：仕入先からの請求書・納品書や確認書、トレーサビリティシートなど

(イ) トレーサビリティの正確性

原産地までのトレースが正確かどうかを確認します。

トレーサビリティシートの使用はあくまでも任意であり、トレーサビリティの確認はどのような方法で行われていてもかまいません。トレーサビリティシートを使用している場合には、その結果が妥当かどうかを確認します。

① ある仕入先のさらに上流の仕入先の確認

- ある仕入先のさらに上流の仕入先が正しいかどうか確認します。

**確認書類**：ある仕入先が発行したその会社の仕入先に関する誓約書、ある仕入先が原料を購入したときの請求書・納品書等

(ウ) 原産地シート

① Q1 について

チェックされたものについてそれぞれ確認します。

- 森林認証製品 Q2 のチェック欄で確認します。
- 植林木  
**確認書類**：植林木であることを示す証拠 森林管理者の宣言文、政府の許可証、外来樹種であることの説明など
- 天然木  
**確認書類**：天然木であることを示す証拠 森林管理者の宣言文、政府の許可証、在来樹種であることの説明など
- 伐採許可証  
**確認書類**：伐採許可証がその森林管理区画に対するものか確認
- 認定施業計画書  
**確認書類**：認定施業計画書がその森林管理区画に対するものか確認
- グリーン購入法に基づく業界団体認定による合法性証明  
**確認書類**：合法性証明書がその製品を含むか確認
- 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の、グリーン購入法上で合法性証明の例外となっている原料  
**確認書類**：間伐材、端材等を証明する書類 伐採届、供給者の宣言文、供給者の請求書・納品書等

② Q2 について

- 森林認証
  - COC 認証が繋がっている場合
    - ◇ 認証取得者の場合  
**確認書類**：仕入先の認証の有効性を確認する書類（認証登録証、認証団体のウェブページなど）
    - ◇ 非認証取得者の場合  
**確認書類**：仕入先の認証の有効性を確認する書類（認証登録証、認証団体のウェブページなど）、仕入先からの認証製品であることを証明する書類（請求書・納品書等）
  - COC 認証が繋がっていない場合  
**確認書類**：森林管理区域または途中の製造者が認証を取得している証拠（認証登録証のコピー、認証団体のホームページなど）およびそこからの認証製品を購入している証拠（製品の FSC ラベル、FSC 製品カタログ等）
- 第三者監査  
**確認書類**：第三者による監査報告書など 該当項目に関する明確な記述を確認  
 管理木材の場合は、FSC のホームページ、認証機関の審査レポート等で管理木材として認められていることを確認
- 文書による確認

**確認書類**：伐採許可証、合法性証明書、認定施業計画書、その他行政、研究機関、NGO 等による文書又はウェブページ等 該当項目に関する明確な記述を確認

- 現地確認

**確認書類**：出張を証明する書類、出張報告書、現地確認報告書など 該当項目に関する明確な記述を確認

- リスク評価

**確認書類**：当該企業によるリスク評価結果 該当項目に関する明確な記述を確認

- 誓約書

**確認書類**：直接の仕入先またはさらに上流の仕入先からの誓約書 該当項目に関する明確な記述を確認

- 調達方針

**確認書類**：自社、直接の仕入先またはさらに上流の仕入先の調達方針 該当項目に関する明確な記述を確認

③ Q3 について

森林、環境、社会に関連する法律名について、適切に記載されているか確認(参考)WWF ホームページなど

(エ) 総合評価シート

総合評価シートは全て自動で表示されるため内容の適切性の確認は必要ありませんが、原産地リスト、原産地シートの結果が適切に反映されているかどうか、確認します。

5. 監査結果

監査の結果、全ての項目が証拠資料に基づいて適切に記入されている場合、総合得点と評価が適切であることを証明する「証明書」を発行します。

数個の項目に対する証拠資料が不十分ではあるが、評価の区分が変わらない得点の違いであれば、1年以内に改善されるべき軽微な改善行動要求を付した上で、「証明書」を発行します。

多くの項目が証拠資料に基づかずに記載されており、評価の区分が変わる得点差があったときには、すぐに改善すべき重大な改善行動要求を出し、「証明書」は改善行動要求が実行されるまで発行しません。

「証明書」の有効期限は、発行後 1 年間とし、1 年以内に再度監査を受けることにより、有効期限を 1 年延長できます。

以上